

I 滋賀県の情報公開制度

1 はじめに

滋賀県では、県民参加による身近で開かれた県政を推進するための仕組みの一つとして、昭和62年10月に「滋賀県公文書の公開等に関する条例」を制定して、昭和63年4月から公文書公開を実施してきました。平成12年10月には、地方分権の進展や行政運営の透明性の向上、説明責任がより一層求められるようになってきたこと、また、国においても情報公開法が制定されたことなどを踏まえ、「滋賀県公文書の公開等に関する条例」の全面的な見直しを行い、「滋賀県情報公開条例」を制定し、平成13年4月1日から施行しています。

県では条例前文にも示されている、「県の保有する情報は県民の共有財産であり、公開が原則である」という理念に則って、「公文書公開制度」と「情報公開の総合的な推進」を二つの柱として情報公開を進め、県政運営の透明性の確保に努めながら、県民の皆さんと情報を共有して協働による県政を進めていくこととしています。

2 情報公開制度のあらまし

(1) 公文書公開制度

公文書公開制度は、実施機関の保有している公文書を公開請求に基づき公開する制度で、情報公開制度の中心となるものです。

ア 公文書公開制度を実施する機関 [条例第2条第1項]

- 知事 ■議会 ■教育委員会 ■選挙管理委員会 ■人事委員会
- 監査委員 ■公安委員会 ■警察本部長 ■労働委員会 ■収用委員会
- 海区漁業調整委員会 ■内水面漁場管理委員会 ■公営企業管理者
- 病院事業管理者 ■県が設立した地方独立行政法人

イ 公開請求の対象となる公文書 [条例第2条第2項]

公開請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとなります。ただし、①公報、官報、白書等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの、②県立近代美術館などの県の施設や県が設立した地方独立行政法人の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別な管理がなされているものは、除かれます。

なお、議会については平成11年10月1日以降に、また、公安委員会および警察本部長については平成14年4月1日以降に、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものが対象となります。

ウ 公開請求権者 [条例第4条]

「何人も」、すなわち県民の方だけでなく、県外の方でも、どなた（どの団体）でも公開請求をすることができます。

エ 公開請求の方法 [条例第5条]

公文書の公開請求は、氏名、住所、公開を請求する公文書の名称等を記載した「公文書公開請求書」を実施機関に提出することにより行うことができます。提出は、来庁していただく他、ファックス、郵送、しがネット受付サービス（滋賀県のホームページから利用できる電子申請）により行うこともできます。

なお、公開請求の相談および案内の窓口として、本庁に「県民情報室」を、県内6か所にある合同庁舎（南部・甲賀・東近江・湖東・湖北・高島）に「行政情報コーナー」を、警察本部に「警察県民センター情報公開推進室」を設け、各警察署（県内12か所）は警務課がこの窓口となっています。

オ 非公開情報 [条例第6条]

公開請求のあった公文書は公開が原則ですが、例外として次の情報が記録されている場合は、公開できない場合があります。

(ア) 個人に関する情報 [第1号]

個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報など

(イ) 法人等に関する情報 [第2号]

法人その他の団体に関する情報や事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等や当該個人の正当な利益を害するおそれのある情報など

(ウ) 公共安全と秩序の維持に支障が生ずる情報 [第3号]

公にすることにより、犯罪の予防・捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(エ) 法令または条例の規定により非公開とされる情報 [第4号]

法令等の規定により非公開とされている情報

(オ) 審議、検討または協議に関する情報 [第5号]

県の機関等の内部または相互間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報など

(カ) 事務の円滑な実施を困難にする情報 [第6号]

県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

カ 部分公開 [条例第7条]

公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分を容易に分離できるときは、原則公開の理念に基づいて、当該公文書の全部を非公開とするのではなく、非公開部分を除いて可能な限り公開すべきこととされています。

キ 公益上の理由による裁量的公開 [条例第8条]

公開請求に係る公文書に非公開情報（第6条第4号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは公開することができるとされています。

ク 公文書の存否に関する情報 [条例第9条]

公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を

拒否することができるかとされています。

ケ 公開請求に対する決定および決定期限 [条例第 10 条・第 11 条・第 12 条]

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求があった日（收受年月日の翌日を起算日とする）から 15 日以内に公開するかどうかの決定を行わなければならないとされています。また、非公開とする部分がある場合には非公開とする理由を示さなければならないとされています。

公開請求のあった日から 15 日以内に決定することができない正当な理由があるときは、30 日を限度として決定期間を延長することができるかとされています。

なお、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から 45 日以内にそのすべてについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合については、「公開決定等の期限の特例」（条例第 12 条）の規定があります。

コ 公開の実施および費用負担 [条例第 15 条・第 16 条]

公開の実施の方法には、閲覧、聴取、視聴または写しの交付があります。

公文書の閲覧、聴取および視聴については無料ですが、公文書の写しの交付また送付に要する費用は公開請求者の負担となります。

サ 不服申立て [条例第 3 章]

実施機関の行った公開請求に対する決定について不服がある場合は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

実施機関は、滋賀県情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、不服申立てに対する決定または裁決を行うこととなります。

(2) 情報公開の総合的な推進

滋賀県では、条例の目的である「県民と県との協働による県政の進展に寄与する」ために、公文書公開制度の、請求に基づく公文書の公開にとどまらず、積極的に県の保有する情報の公開を行い、情報公開の総合的な推進を図っています。

ア 情報提供制度

(ア) 行政資料の閲覧・貸出・写しの交付

情報公開制度の窓口として設置している本庁の県民情報室や各合同庁舎の行政情報コーナーにおいて、県刊行物や統計資料等の閲覧や貸出、有償での写しの交付を行い、県政情報の提供に努めています。

(イ) 県刊行物の有償頒布

県の保有する情報を広く県民等の利用に供するため、平成 12 年度から「県刊行物の有償頒布に関する要領」を施行し、県刊行物の有償頒布を実施しています。

(ウ) 「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」に基づく情報提供

平成 18 年度末に「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」を制定（平成 19 年度施行）し、滋賀県ホームページへの情報の掲載や県民情報室等での情報の縦覧を推進しています。なお、本要綱の施行により、知事、副知事、各実施機関の長、本庁各部長等の交際費の支出状況もホームページに掲載しています。

イ 県民政策コメント制度

滋賀県では県の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることにより、県民とのパートナーシップによる県政の推進に資することを目的として、平成 12 年度から「滋賀県民政策コメント制度に関する要綱」を施行しています（所管：総務部経営企画室）。

県民政策コメント制度は、県政の基本的な政策を立案する過程において、当該立案に係る政策の趣旨、内容等の必要な事項を県民等に公表し、これらについて提出された県民等の意見、情報および専門的な知識を反映させる機会を確保する手続をいい、対象となるものは以下のものとなっています。

- (ア) 県の基本構想、県行政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定およびこれらの重要な改定
- (イ) 県行政に関する基本方針を定め、または県民に義務を課し、もしくは権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く。）の制定または改廃に係る案の策定（迅速性または緊急性を要するものおよび軽微なものを除く。）

ウ 附属機関等の会議の公開

滋賀県では、政策形成過程の透明性の向上と公正の確保を図るために、「附属機関等の会議の公開等に関する指針」を策定し、平成 12 年度から運用しており、滋賀県情報公開条例第 6 条各号に規定する非公開情報を審議する場合などを除き、附属機関等の会議を公開することとしています（所管：総務部人事課）。

(ア) 会議の開催の周知

公開の会議を開催する場合には、開催の日時、場所、議題、傍聴手続等を記した会議開催案内を県民情報室や行政情報コーナーに掲示するとともに県のホームページに掲載することなどによりお知らせしています。

(イ) 公開の方法

会議の傍聴および議事録等の会議結果の公表の方法により行っています。

エ 出資法人の情報公開

滋賀県では、県の出資法人について、当該出資の公共性にかんがみ、滋賀県情報公開条例第 34 条の規定に基づいて、「出資法人の情報公開の推進に関する指導指針」（平成 13 年 1 月 31 日制定）を定めて、出資法人の情報公開を推進しています。

(ア) 対象となる出資法人

対象となる出資法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）を出資している法人で次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 県が資本金等の 4 分の 1 以上を出資し、かつ、県の出資割合が最も高い法人（②に掲げる法人を除く。）
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 152 条第 4 項に規定する法人に該当する法人

(イ) 出資法人において実施する情報公開制度

- ① 出資法人の経営状況等に関する資料の公表
上記（ア）の①または②に該当するすべての出資法人が対象となっています。
- ② 出資法人が定める規程等に基づき、当該出資法人がその保有する文書について滋賀県情報公開条例に準じた公開制度（文書公開制度）の実施
上記（ア）の①に該当する出資法人のうち県が資本金等の 2 分の 1 以上を出資している法人および上記（ア）の②に該当する法人が対象となっています。

Ⅱ 平成26年度の情報公開制度の実施状況

1 公文書公開制度

(1) 公文書公開請求の件数（受付場所別・請求手段別）

平成26年度の公文書公開請求件数は1,597件で、前年度と比べて307件増加し、過去最多となりました。これまでの最多件数は、平成24年度の1,322件です。

受付場所別では、本庁が1,070件と67.0%を占めています。また、請求手段別では、来庁による請求が939件と58.8%を占めています。「しがネット受付サービス」（滋賀県ホームページからの電子申請）による請求は240件と前年度より146件増加しました。

表1-1 公文書公開請求件数（受付場所別）（単位：件）

区 分	受 付 場 所			合 計
	本 庁	地方機関	県 警	
平成26年度	1,070	470	57	1,597
平成25年度	846	408	36	1,290

請求書1枚を1件として数えています。

注 本 庁：県民情報室、本庁各課（行政委員会事務局等を含む）など
 地方機関：各事務所、県立学校、病院事業庁など
 県 警：警察県民センター、各警察署

表1-2 公文書公開請求の件数（請求手段別）（単位：件）

区 分	来 庁	郵 送	F A X	しがネット	合 計
平成26年度	939	109	309	240	1,597
平成25年度	920	71	205	94	1,290

注 しがネット：しがネット受付サービス（滋賀県HPからの電子申請）

(2) 公文書公開請求の件数（実施機関別）

公文書公開請求1,598件のうち、1,411件が知事に対するもので88.3%を占めています。

表2 公文書公開請求の件数（実施機関別）（単位：件(比率)）

実施機関	請求件数	実施機関	請求件数
知事	1,411 (88.3%)	労働委員会	0 (0%)
議会	10 (0.6%)	収用委員会	0 (0%)
教育委員会	54 (3.4%)	海区漁業調整委員会	0 (0%)
選挙管理委員会	14 (0.9%)	内水面漁場管理委員会	0 (0%)
人事委員会	0 (0%)	公営企業管理者	45 (2.8%)
監査委員	3 (0.2%)	病院事業管理者	4 (0.3%)
公安委員会	0 (0%)	県立大学	0 (0%)
警察本部長	57 (3.6%)	合計	1,598

注 1件の請求内容が複数の実施機関にまたがる場合は、実施機関ごとに1件として集計しているため、請求実数1,597件とは一致しません。

(3) 公文書公開請求の請求者

公文書公開請求の請求者 1,597 件の内訳は、「県内に存する法人・その他の団体」が 731 件と最も多く、「県内」請求者が 66.4%を占めています。

表3 公文書公開請求件数（請求者別）（単位：件（割合））

請求者	県内		県外		合計
	個人	法人・団体	個人	法人・団体	
平成 26 年度	329 (20.6%)	731 (45.8%)	141 (8.8%)	396 (24.8%)	1,597
平成 25 年度	408 (31.6%)	476 (36.9%)	157 (12.2%)	249 (19.3%)	1,290

(4) 公文書公開請求の処理状況

1,598 件の公文書公開請求（そのうち 75 件は取下げ）に対し、604 件を公開（全部公開）し、848 件を一部公開しました。非公開は 71 件あり、そのうち 54 件は公文書が存在しないことを理由とするものです。

なお、「公開率」は 98.8%でした。

表4 公文書公開請求の処理状況（実施機関別）（単位：件）

実施機関	請求件数	請求取下	処理状況（請求単位）				
			公開	一部公開	非公開		
					（非公開情報）	（不存在）	（その他）
知事	1,411	66	535	747	14	49	0
議会	10	0	0	10	0	0	0
教育委員会	54	3	28	18	2	3	0
選挙管理委員会	14	0	3	11	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	3	0	1	2	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	57	2	7	48	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	45	4	28	10	1	2	0
病院事業管理者	4	0	2	2	0	0	0
県立大学	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,598	75	604	848	17	54	0

注1（非公開情報）は、条例第6条各号の非公開情報であることを理由に公文書の全部が非公開となった件数です。

条例第9条に基づく存否応答拒否を含みます。

2（不存在）は、公文書が存在しないこと理由に非公開となった件数です。

3 公開率は、（公開＋一部公開）÷（請求件数－取下・不存在・その他）×100により算出しています。

4 1件の請求に対して公開等の決定が複数されている場合、複数の決定内容を1件にまとめています。（例：1件の請求が複数の主務課所にわたるもので、A課が公開決定、B課が非公開決定を行っている場合、「決定状況」は請求単位でまとめ、一部公開1件としています。）

(5) 公文書公開請求に対する決定件数

公開請求に対しては、請求の対象となる公文書を保有する主務課所が公開や一部公開等の決定を行います。

実施機関別の決定件数では、知事に対する請求の決定件数が 1,422 件で全体の 88.7%を占め、知事の部局別決定件数では、土木交通部が 940 件（66.1%）で最も多く、次いで琵琶湖環境部 204 件（14.3%）となっています。

また内容別決定件数では、業務委託や工事の金入設計書(557 件)、建築計画概要書(269 件)が多く、事業活動に利用するためと考えられる請求が増加傾向にあります。

表 5-1 公文書公開請求に対する決定件数

実施機関		決定状況					合計
		公開	一部公開	非公開			
				(非公開情報)	(不存在)	(その他)	
知事	知事直轄組織	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)
	総合政策部	(2)	(10)	(0)	(3)	(0)	(15)
	総務部	(9)	(30)	(3)	(15)	(0)	(57)
	琵琶湖環境部	(90)	(101)	(2)	(11)	(0)	(204)
	健康医療福祉部	(27)	(71)	(2)	(4)	(0)	(104)
	商工観光労働部	(10)	(9)	(0)	(0)	(0)	(19)
	農政水産部	(7)	(73)	(0)	(2)	(0)	(82)
	土木交通部	(409)	(491)	(9)	(31)	(0)	(940)
	会計管理局	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	計	554	786	16	66	0	1,422
議会		0	10	0	0	0	10
教育委員会		30	20	2	3	0	55
選挙管理委員会		3	11	0	0	0	14
人事委員会		0	0	0	0	0	0
監査委員		1	2	0	0	0	3
公安委員会		0	0	0	0	0	0
警察本部長		7	48	0	0	0	55
労働委員会		0	0	0	0	0	0
収用委員会		0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会		0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会		0	0	0	0	0	0
公営企業管理者		28	10	1	2	0	41
病院事業管理者		2	2	0	0	0	4
県立大学		0	0	0	0	0	0
合計		625	889	19	71	0	1,604

注 本県では、1 件の請求が複数の主務課所にわたるものである場合、原則として主務課所ごとに決定を行っています。そのため、受理件数（1,523 件＝請求件数(1,598)－取下げ件数(75)）よりも決定件数（1,604 件）が多くなっています。

表5-2 公文書公開請求に対する知事部局決定件数

所属	件数	所属	件数	所属	件数
知事直轄組織 計	1	健康医療福祉部 計	104	土木交通部 計	940
秘書課	0	健康福祉政策課	12	監理課	14
広報課	0	健康医療課	6	交通政策課	0
防災危機管理局	1	医療福祉推進課	23	道路課	81
総合政策部 計	15	障害福祉課	23	砂防課	16
企画調整課	2	薬務感染症対策課	4	都市計画課	12
県民活動生活課	7	生活衛生課	6	住宅課	36
文化振興課	1	医療保険課	0	建築課	52
男女共同参画課	0	子ども・青少年局	14	流域政策局	34
人権施策推進課	0	健康福祉事務所	8	(大津土木事務所)	(56)
情報政策課	4	動物保護管理センター	5	(南部土木事務所)	(107)
統計課	0	中央子ども家庭相談センター	1	(甲賀土木事務所)	(210)
近代美術館	1	近江学園	1	(東近江土木事務所)	(55)
総務部 計	57	淡海学園	1	(湖東土木事務所)	(78)
総務課	45	商工観光労働部 計	19	(長浜土木事務所)	(44)
人事課	4	商工政策課	0	(長浜土木木之本支所)	(50)
総務事務・厚生課	0	中小企業支援課	18	(高島土木事務所)	(85)
財政課	0	モノづくり振興課	0	土木事務所 計	685
税政課	1	労働雇用政策課	1	芹谷地域振興事務所	10
市町振興課	0	観光交流局	0	会計管理局 計	0
検査課	0	農政水産部 計	82	管理課	0
事業課	1	農政課	4	会計課	0
県税事務所	6	食のブランド推進課	0	知事合計	1,422
琵琶湖環境部 計	204	農業経営課	1	(取下げ)	66
環境政策課	4	畜産課	0	(総計)	1,488
琵琶湖政策課	2	水産課	19		
温暖化対策課	1	耕地課	16		
循環社会推進課	33	農村振興課	1	【上位5部局】	割合
下水道課	62	農業農村振興事務所	35	1. 土木交通部	66.1%
森林政策課	1	家畜保健衛生所	4	2. 琵琶湖環境部	14.3%
森林保全課	21	水産試験場	2	3. 健康医療福祉部	7.3%
自然環境保全課	4			4. 農政水産部	5.8%
環境事務所	15			5. 総務部	4.0%
森林整備事務所	23				
琵琶湖環境科学研究センター	1				
琵琶湖博物館	3				
下水道事務所	34				

注1 複数の所属にまたがる請求は、所属ごとに1件で数えています。そのため表4の取下げを除く請求件数(1,345件)よりも決定件数が多くなっています。

2 地方機関については、請求のあった所属だけを挙げています。(事務所は各事務所の合計)土木事務所は請求件数が多いため、事務所ごとの内訳も挙げています。

表 5-3 公文書公開請求に対する教育委員会決定件数

所 属	件	所 属	件
教育総務課	2	スポーツ健康課	2
学校支援課	20	文化財保護課	0
教職員課	23	県立高等学校	2
学校教育課	5		
人権教育課	1		
生涯学習課	0	教育委員会合計	55

注 複数の所属にまたがる請求は、所属ごとに1件で数えています。そのため表4の取下げを除く請求件数(51件)よりも決定件数が多くなっています。

(6) 非公開理由の内訳

一部公開決定・非公開決定の非公開理由(不存在・その他を除く)は、「個人に関する情報」が最も多く、次いで、「法人等に関する情報」、「事務事業支障情報」が多く、これら3つが非公開理由の大半(97.9%)を占めています。

表 6 非公開理由の内訳

非 公 開 理 由	件	適用率(%)
個人に関する情報 (条例第6条第1号該当)	615	53.5%
法人等に関する情報 (条例第6条第2号該当)	335	29.2%
公共安全支障情報 (条例第6条第3号該当)	15	1.3%
法令秘情報 (条例第6条第4号該当)	7	0.6%
審議検討情報 (条例第6条第5号該当)	2	0.2%
事務事業支障情報 (条例第6条第6号該当)	175	15.2%
合 計	1,149	100%

注 1件の決定で複数の非公開理由が適用されているものがあるため、適用件数の合計は、一部公開決定・非公開決定の件数を上回っています。

(7) 不服申立て、情報公開審査会の審議および実施機関の処理の状況

<滋賀県情報公開審査会の概要>

滋賀県情報公開審査会は、学識経験者や一般公募者等7人以内の委員で構成されています。情報公開審査会は、非公開決定等について不服申立てがあった場合に実施機関から諮問を受け、実施機関が行った決定の当否について審議を行うほか、情報公開制度の運営・改善について公正中立な立場から建議を行う地方自治法上の附属機関です(法第202条の3)。

<審査会の開催状況>

平成26年度は、計11回開催されました。(表8参照)

<不服申立て・諮問の状況>

平成26年度は、不服申立てが10件(うち1件取下げ)あり、同年度中に審査会へ諮問されたものが9件ありました。

<答申および実施機関の処理の状況>

平成26年度は、審査会による答申が10件ありました。実施機関の決定を妥当とするものが3件、決定を一部取り消すべきとするものが7件でした(25年度諮問案件に対する答申が10件)。

答申を受けた実施機関による決定・裁決は10件あり、答申に沿った決定・裁決は10件でした(26年度の答申を受けた決定・裁決が10件)。

表7 不服申立ての実施機関の処理状況（平成26年度）

7-1 行政不服審査法に基づく不服申立て、実施機関の処理の状況

不服申立て係属件数			申 立 取 下 げ	実施機関の処理							
内 訳		未 諮 問		審 査 会 諮 問 中	答 申 後 未 処 理	決 定 ・ 裁 決					
前年度 からの 繰越	26年度新 規不服申 立て					内 訳				認 容	一 部 認 容
24	14	10	1	0	12	0	11	0	7		

7-2 情報公開審査会の審議の状況

諮問係属件数			諮 問 取 下 げ	審査会の処理					
内 訳		審 議 中		答 申			内 訳		
前年度 からの 繰越	26年度 新規諮問			原処分 妥当	一 部 取 消	取 消	却 下		
24	12	12	2	12	10	3	7	0	0

表8 滋賀県情報公開審査会の開催状況

回	開催日	案 件	議 事 内 容
第224回	H26.6.4	諮問第81号	審議
		諮問第82・84・87・90号	事務局の事案説明・審議
		諮問第83・85・86号	事務局の事案説明・審議
		諮問第88号	事務局の事案説明・審議
第225回	H26.6.25	諮問第81号	答申案審議
		諮問第82・84・87・90号	諮問実施機関の口頭説明・審議
		諮問第83・85・86号	事務局の事案説明・審議
		諮問第88号	諮問実施機関の口頭説明・審議
第226回	H26.7.28	諮問第82・84・87・90号	異議申立人の意見陳述・審議
		諮問第85・86号	諮問実施機関の口頭説明・審議
		諮問第88号	審議
		諮問第89号	事務局の事案説明・審議
第227回	H26.8.25	諮問第82・84・87・90号	審議
		諮問第88号	審議
		諮問第89号	諮問実施機関の口頭説明・審議

第 228 回	H26. 9. 22	諮問第 82・84・87・90 号	答申案審議・審議
		諮問第 88 号	答申案審議
		諮問第 91 号	事務局の事案説明・審議
		諮問第 92 号	事務局の事案説明・審議
		諮問第 93 号	事務局の事案説明・審議
第 229 回	H26. 10. 22	諮問第 89 号	異議申立人の意見陳述・審議
		諮問第 90 号	答申案審議
		諮問第 91 号	諮問実施機関の口頭説明・審議
第 230 回	H26. 11. 18	諮問第 85・86 号	審議
		諮問第 89 号	審議
		諮問第 92・93 号	諮問実施機関の口頭説明・審議
第 231 回	H26. 12. 16	諮問第 85・86 号	答申案審議
		諮問第 91・92・93 号	異議申立人の意見陳述・審議
		諮問第 94 号	事務局の事案説明・審議
		諮問第 95 号	事務局の事案説明・審議
		諮問第 96 号	事務局の事案説明・審議
第 232 回	H27. 1. 27	諮問第 89 号	答申案審議
		諮問第 91 号	審議
		諮問第 92 号	審議
		諮問第 94・95 号	諮問実施機関の口頭説明・審議
第 233 回	H27. 2. 17	諮問第 91 号	答申案審議
		諮問第 93 号	審議
		諮問第 96 号	諮問実施機関の口頭説明・審議
		諮問第 98 号	事務局の事案説明・審議
		諮問第 99 号	事務局の事案説明・審議
		諮問第 100 号	事務局の事案説明・審議
第 234 回	H27. 3. 16	諮問第 92 号	答申案審議
		諮問第 93 号	答申案審議
		諮問第 94 号	審議
		諮問第 95・96 号	異議申立人の意見陳述・審議

・ 案件の内容については、表 9 を参照してください。

[参考] 滋賀県情報公開審査会委員名簿 (H26. 4～H28. 3・五十音順)

氏名	現職	備考
遠藤 糸子	大津商工会議所女性会顧問	
高木 啓子	(公募委員)	
中山 茂樹	京都産業大学大学院法務研究科教授	
平井 建志	弁護士	会長代理
松浦 さと子	龍谷大学政策学部教授	
毛利 透	京都大学大学院法学研究科教授	会長
横田 光平	同志社大学大学院司法研究科教授	

表9 滋賀県情報公開審査会諮問案件の平成26年度処理状況

諮問番号	諮問案件の内容 (実施機関・主務課所名)	公開請求に対する決定(原処分)・不服申立て
		情報公開審査会の審議
		不服申立てに対する裁決・決定
81	「平成23年10月31日の私立学校審議会議事録等における事務局発言の根拠となった文書」の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・総務課)	H25. 6.12 公文書一部公開決定 H25. 7.10 異議申立て H25. 8. 6 諮問 H26. 7. 8 答申・第73号 【審査会の判断】原処分一部取消 【処理日数・審査回数】337日・4回 H26. 7.18 異議申立て一部認容
82	「県営住宅指定管理者関係文書(定款等)」の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・住宅課)	H25. 8. 9 公文書一部公開決定 H25. 9.25 異議申立て H25.10.11 諮問 H26.10. 9 答申・第74号 【審査会の判断】原処分一部取消 【処理日数・審査回数】364日・5回 H26.12.22 異議申立て一部認容
84	「北林区役員に対する県営住宅駐車場有料化に関する説明会に係る報告、復命等の起案文書」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・住宅課)	H25.10.11 公文書一部公開決定 H25.11.19 異議申立て H25.11.27 諮問 H26.10. 9 答申・第75号 【審査会の判断】原処分妥当 【処理日数・審査回数】317日・5回 H26.12.22 異議申立て棄却
85	「平成24年1月5日に県道18号線で発生した交通事故に関する文書等」の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・道路課)	H25.11. 1 公文書一部公開決定 H25.11. 6 異議申立て H25.12. 2 諮問 H27. 1.14 答申・第79号 【審査会の判断】原処分一部取消 【処理日数・審査回数】409日・5回 H27. 2. 2 異議申立て一部認容

86	「平成 24 年 1 月 5 日に県道 18 号線で発生した交通事故に関する文書等」の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・大津土木事務所)	H25. 11. 1 公文書一部公開決定 H25. 11. 6 異議申立て ----- H25. 12. 2 諮問 H27. 1. 14 答申・第 80 号 【審査会の判断】原処分妥当 【処理日数・審査回数】409 日・5 回 ----- H27. 2. 2 異議申立て棄却
87	「県営住宅指定管理者関係文書(県営住宅入居者のしおり等)」の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・住宅課)	H25. 12. 9 公文書一部公開決定 H25. 12. 16 異議申立て ----- H25. 12. 20 諮問 H26. 10. 9 答申・第 76 号 【審査会の判断】原処分妥当 【処理日数・審査回数】294 日・5 回 ----- H26. 12. 22 異議申立て棄却
88	「社会福祉法人〇〇〇や NPO 法人〇〇〇、〇〇〇とそれらが運営する施設への虐待調査の内容が分かる一切の書類」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・障害福祉課)	H25. 12. 3 公文書一部公開決定 H25. 12. 9 異議申立て ----- H25. 4. 26 諮問 H26. 11. 7 答申・第 77 号 【審査会の判断】原処分一部取消 【処理日数・審査回数】306 日・5 回 ----- H27. 1. 30 異議申立て一部認容
89	「特定工事に係る裁決申請書・明渡裁決申立書に添付の参考資料のうち交渉経緯の概要の部分」の公文書非公開決定に対する異議申立て(収用委員会)	H25. 10. 31 公文書非公開決定 H25. 12. 24 異議申立て ----- H26. 1. 23 諮問 H27. 3. 5 答申・第 81 号 【審査会の判断】原処分一部取消 【処理日数・審査回数】407 日・5 回 ----- H27. 3. 30 異議申立て一部認容
90	「県営住宅指定管理者関係文書(収支報告等)」の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・住宅課)	H26. 1. 7 公文書一部公開決定 H26. 1. 27 異議申立て ----- H26. 2. 3 諮問 H26. 11. 7 答申・第 78 号 【審査会の判断】原処分一部取消 【処理日数・審査回数】278 日・6 回 ----- H26. 12. 22 異議申立て一部認容
91	「木くず不法投棄事案に係る原状回復指示書に関する文書」の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・流域政策局)	H25. 11. 21 公文書一部公開決定 H26. 1. 20 異議申立て ----- H26. 2. 20 諮問 H27. 3. 5 答申・第 82 号 【審査会の判断】原処分一部取消 【処理日数・審査回数】379 日・5 回 ----- H27. 3. 18 異議申立て一部認容

92	「木くず不法投棄事案に係る原状回復計画書」の公文書非公開決定に対する異議申立て(知事・循環社会推進課)	H25. 12. 20 公文書非公開決定 H26. 2. 10 異議申立て ----- H26. 3. 11 諮問 (H27. 4. 10 答申・第 83 号) (【審査会の判断】原処分取消) (【処理日数・審査回数】395 日・5 回) ----- (H27. 4. 30 異議申立て認容)
93	「木くず不法投棄事案に係る復旧計画書」の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・循環社会推進課)	H26. 1. 14 公文書一部公開決定 H26. 3. 14 異議申立て ----- H26. 4. 11 諮問 (H27. 4. 10 答申・第 84 号) (【審査会の判断】原処分一部取消) (【処理日数・審査回数】364 日・5 回) ----- (H27. 4. 30 異議申立て一部認容)
94	「木くず不法投棄事案に係る木くずの搬出先と処理方法が分かる文書」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・循環社会推進課)	H26. 3. 10 公文書一部公開決定 H26. 3. 24 異議申立て ----- H26. 4. 23 諮問 (H27. 8. 17 答申・第 85 号) (【審査会の判断】原処分一部取消) (【処理日数・審査回数】481 日・5 回)
95	「県が関係業者等に伝達した内容(県から業者への要望、要請、指示、命令など)を示す公文書」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・循環社会推進課)	H26. 2. 7 公文書一部公開決定 H26. 4. 8 異議申立て ----- H26. 5. 8 諮問 (H27. 8. 17 答申・第 86 号) (【審査会の判断】原処分一部取消) (【処理日数・審査回数】466 日・5 回)
96	「県が関係業者等と行った面談の内容が示されている公文書」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・流域政策局)	H26. 2. 7 公文書一部公開決定 H26. 4. 8 異議申立て ----- H26. 5. 8 諮問
97	「県営住宅管理センターに提出された異議申出書について、住宅課より行われた指導等に関する文書」の公文書非公開決定に対する異議申立て(知事・住宅課)	H26. 5. 28 公文書非公開決定 H26. 6. 16 異議申立て ----- H26. 6. 25 諮問
99	「木くずが適正に処理されたことが分かる文書」等の公文書非公開決定に対する異議申立て(知事・循環社会推進課)	H26. 4. 30 公文書非公開決定 H26. 6. 27 異議申立て ----- H26. 7. 25 諮問

102	「『原状回復催告書の送付について（通知）』に関する起案等の文書」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て（知事・住宅課）	H26. 10. 15 公文書一部公開決定 H26. 11. 4 異議申立て H26. 11. 21 諮問
103	「平成26年度第KJ32-605号吉川浄水場耐震対策基本設計業務委託の指名業者選定に係る根拠資料」の公文書非公開決定に対する異議申立て（公営企業管理者・企業庁総務課）	H27. 2. 9 公文書非公開決定 H27. 2. 20 異議申立て H27. 3. 18 諮問
104	「体罰事故報告書」等の公文書一部公開決定に対する審査請求（教育委員会・教育委員会事務局教職員課）	H26. 12. 17 公文書一部公開決定 H27. 1. 23 審査請求 H27. 3. 23 諮問

注（ ）内は平成27年度の処理です。

【平成26年度に実施機関が行った裁決・決定のうち、答申があった日から裁決・決定を行うまでに60日超を要したもの】

(実施機関) 主務課所	件名	答申日 裁決・決定日	要した日数	60日超を要した理由
(知事) 住宅課	「県営住宅指定管理者関係文書（定款等）」の公文書一部公開決定に対する異議申立て	H26. 10. 9 H26. 12. 22	74日	決定時期に公開請求等の事務が集中したため。
(知事) 住宅課	「北林区役員に対する県営住宅駐車場有料化に関する説明会に係る報告、復命等の起案文書」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て	H26. 10. 9 H26. 12. 22	74日	決定時期に公開請求等の事務が集中したため。
(知事) 住宅課	「県営住宅指定管理者関係文書（県営住宅入居者のしおり等）」の公文書一部公開決定に対する異議申立て	H26. 10. 9 H26. 12. 22	74日	決定時期に公開請求等の事務が集中したため。
(知事) 障害福祉課	「社会福祉法人〇〇〇やNPO法人〇〇〇、〇〇〇とそれらが運営する施設への虐待調査の内容が分かる一切の書類」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て	H26. 11. 7 H27. 1. 30	84日	処分を変更するにあたり決定の検討に時間を要したため。

表 10 平成 26 年度の情報公開審査会答申の概要

各答申の全文は滋賀県のホームページに掲載しています。

http://www.pref.shiga.lg.jp/b/kemmin-j/johokoukai_toshin/

<p>答申第 7 3 号 (諮問第 8 1 号)</p>	<p>件 名 「平成 23 年 10 月 31 日の私立学校審議会議事録等における事務局発言の根拠となった文書」の公文書一部公開決定に対する異議申立て (知事・総務課)</p>
<p>1 対象公文書 地域住民が参加した対話会の記録等</p>	
<p>2 争点 「参加者の意見」の条例第 6 条第 1 号該当性</p>	
<p>3 答申の要旨</p> <p>(1) 結論 実施機関は、非公開とした部分の一部を公開すべきである。</p> <p>(2) 判断理由</p> <p>○条例第 6 条第 1 号該当性について</p> <p>ア 特定の個人を識別することはできなくとも、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるかどうかについて</p> <p>実施機関は、○○学園○○校の設置に関してどのような意見を持っているのかは、地域住民にとってセンシティブな問題であり、参加者の意見は、個人の内心を表したものであるとして、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると主張している。</p> <p>確かに、当審査会が見分したところ、参加者の意見の内容は、全体として、○○学園○○校に対する要望、地域における反対運動に対する感想などであり、参加者の心情を交えた記述となっていることが認められるところである。</p> <p>しかしながら、これらの意見は、本人以外の第三者がその概要を要点的に記載したものであって、事実に対する個人の評価や意見といった情報が記載されているに過ぎず、参加者一人ひとりの思想的背景までもが表現されているものではない。</p> <p>また、そもそも対話会については、様々な意見を持つ地域住民が自由に参加し得たものであると認められ、そうした状況において、なお参加者自らが意見の表明をしていることからすれば、当該参加者の意見が、特定の個人が識別できない場合において、なお非公開とする必要性の高い機微な情報であるものとは考え難い。</p> <p>これらのことを総合的に判断すれば、参加者の意見は、それ自体が、個人の思想、信条を表現したもので、個人の人格と密接に関連するものとまでは言えず、特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。</p> <p>イ 特定の個人を識別することができるかどうかについて</p> <p>次に、実施機関は主張していないところであるが、当審査会として、条例第 6 条第 1 号該当性を判断するにあたり、参加者の意見が特定の個人を識別することができる情報であるか否かについて、以下、検討することとする。</p> <p>(ア) 10 月 8 日対話会記録</p> <p>平成 23 年 10 月 8 日に開催された対話会においては、参加者が 1 名であったことが明らかとなっている。</p> <p>すでに述べたとおり、特定の個人を識別することができるかどうかは、通常、一般人を基準とするものであるが、本件については、○○学園○○校をめぐる地域の状況を考慮し、当該参加者と特別の関係にある者、すなわち地域住民を基準とすべきものであると思料される。</p> <p>当審査会において対象公文書を見分したところ、参加者の意見において、当該参加者 1 名が誰であるかについて、一部の地域住民が把握していることを窺わせる記述が認められたところである。</p> <p>このことからすると、一部の地域住民においては、当該参加者を特定している可能性が高いものと判断せざるを得ず、参加者の意見を公にした場合には、当該参加者の意見が誰によって表明されたものかが識別できることになるものと解される。</p>	

したがって、10月8日対話会記録に係る参加者の意見については、特定の個人を識別することができるものであり、条例第6条第1号に該当するものと認められる。

(イ) 10月23日対話会記録

一方、同年10月23日に開催された対話会については、参加者が複数名いたことが明らかであり、参加者の意見を公開しても、直ちに特定の個人が識別できると判断すべき事情は見当たらないところである。

ただし、参加者の意見中には、参加者の住所に関する情報が認められ、こうした情報は参加者を特定することに繋がるものであると考えられる。

したがって、10月23日対話会記録の参加者の意見については、参加者の住所に関する情報は、条例第6条第1号に該当するものと認められるが、その余の部分は同号に該当するものとは認められない。

答申第74号 (諮問第82号)	件名 「県営住宅指定管理者関係文書（定款等）」の公文書一部公開決定に対する異議申立て（知事・住宅課）
1 対象公文書 県営住宅に係る指定管理者の定款、就業規則、住宅管理人の委嘱状等	
2 争点 定款の条例第6条第2号該当性、就業規則、住宅管理人の委嘱状等の不存在	
3 答申の要旨 (1) 結論 実施機関は、非公開とした文書を公開すべきである。 (2) 判断理由 ○条例第6条第2号ア該当性について 実施機関は、会社法第31条の規定等を挙げ、株式会社の定款は誰もが閲覧できる情報ではないとして、これを公にすると、法人の正当な利益を害するおそれがあると主張している。 しかしながら、当審査会が確認したところ、日本管財株式会社は上場企業であり、その定款については、金融商品取引法第24条第6項および第25条第1項の規定に基づき公衆の閲覧に供されているものと認められる。 したがって、本件公開請求に対してこれを公にしても、日本管財株式会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えず、指定管理者の定款は、条例第6条第2号アに該当するものとは認められない。 ○対象公文書の不存在について ア 指定管理者の就業規則等について 異議申立人は、これらの文書について、指定管理の申請にあたって実施機関に提出されているはずのものであると主張している。 しかしながら、当審査会が確認したところ、これらの文書は、募集要項に定められた申請にあたっての実施機関への「提出書類」には含まれていないものと認められる。 このことを踏まえれば、就業規則等の文書について、指定管理者から受け取っておらず保有していないとする実施機関の説明には、特段、不自然、不合理な点は認められない。 また、実施機関が当該文書を保有していると判断すべき具体的な事実や根拠も見当たらない。 なお、異議申立人は、具体的な文書名を挙げ、本件公開請求に対して他に公開されるべき文書が存在する旨の主張をしており、確かに、それらの文書は実施機関において保有されているものと認められる。 しかしながら、異議申立人が主張する文書が、本件公文書公開請求書に記載された請求の対象公文書であると考えすることは困難であると言わざるを得ず、実施機関における対象公文書の特定が不適切であったとは言えない。 イ 住宅管理人の委嘱状等について 実施機関は、住宅管理人については、指定管理者が委嘱を行っており、委嘱状の写し等は受	

け取っていないと主張している。

確かに、滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則第 20 条第 2 項の規定により、指定管理者に管理業務を行わせる場合には、住宅管理人は指定管理者が委嘱することとされているものと認められる。また、滋賀県営住宅管理業務仕様書においては、「住宅管理人の委嘱報告」が実施機関への報告事項として挙げられているところであるが、その方法については特段の規定はされておらず、実施機関は、住宅管理人のリストの提出によって当該報告を受けていると説明している。

これらのことを踏まえれば、住宅管理人の委嘱状等の文書について、指定管理者から受け取っておらず保有していないとする実施機関の説明には、特段、不自然、不合理な点は認められない。

また、実施機関が当該文書を保有していると判断すべき具体的な事実や根拠も見当たらない。

答申第 7 5 号 (諮問第 8 4 号)	件 名 「北林区役員に対する県営住宅駐車場有料化に関する説明会に係る報告、復命等の起案文書」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て（知事・住宅課）
1 対象公文書	県営住宅における説明会に関する報告書等
2 争点	対象公文書の不存在
3 答申の要旨	(1) 結論 実施機関が行った決定は妥当である。 (2) 判断理由 ○本件処分の妥当性について 異議申立人は、役員説明会における説明は行政指導にあたり、服務規程において口頭での復命が認められた「特殊または軽易な事件」ではないため、復命は文書をもってしなければならないと主張している。 確かに、服務規程第 17 条においては、「職員は、公務旅行から帰庁した場合には、すみやかに文書をもって復命しなければならない。ただし、特殊または軽易な事件については口頭をもってすることができる」と規定されており、原則として、復命は文書をもって行うこととされているものと認められる。 しかしながら、役員説明会における説明が行政指導であったかどうかはともかく、たとえ行政指導を行った場合であっても、必ずしも文書をもって復命することが求められている訳ではない。 また、実施機関の説明によれば、役員説明会に出席した役員からは特段の意見は表明されなかったとのことであり、後日開催された県営住宅の住民全体を対象とした説明会については復命書が作成されているものと認められるところである。 これらのことを勘案すれば、役員説明会を軽易なものであると判断し、口頭での復命を行ったため文書は作成していないとする実施機関の説明には、特段の不自然、不合理な点は認められない。

答申第 7 6 号 (諮問第 8 7 号)	件 名 「県営住宅指定管理者関係文書（県営住宅入居者のしおり等）」の公文書一部公開決定に対する異議申立て（知事・住宅課）
1 対象公文書	県営住宅入居者のしおり、県営住宅入居に係る確約書、情報公開規程作成に係る通知等
2 争点	対象公文書の不存在
3 答申の要旨	(1) 結論 実施機関が行った決定は妥当である。

(2) 判断理由

○本件処分の妥当性について

ア 県営住宅入居者のしおりについて

実施機関は、県営住宅入居者のしおりは、滋賀県営住宅管理センターが作成したものであり、事前に担当者が内容の確認は行ったが、実施機関において起案等は行っておらず文書は作成していないと主張している。

県営住宅入居者のしおりについては、滋賀県営住宅管理業務仕様書（以下「管理業務仕様書」という。）において、「県と協議うえ、県営住宅入居中の各種手続きや留意事項等を記載した「入居者のしおり」を作成すること」と定められている。滋賀県文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）第3条第1項においては、「事務は、原則として公文書により処理しなければならない」と規定されていることに鑑みれば、通常、こうした「協議」を要することが規定されている文書を作成するにあたっては、実施機関と指定管理者との間で文書による照会、回答が行われているべきものと考えられる。

しかしながら、実施機関は、事前に確認を行った際には、指定管理者の原稿案を複数の担当者で確認、修正し、当該原稿案をそのまま指定管理者に返却したため、文書は保有していないと説明しており、実施機関の当該説明を覆すに足る事情は見当たらない。

したがって、当該文書を保有していないとする実施機関の主張は是認せざるを得ないものである。

イ 県営住宅入居に係る確約書について

実施機関は、県営住宅入居に係る確約書は、滋賀県営住宅管理センターが作成したものであり、事前に報告や承認申請等は受け取っておらず、承認や許可等は行っていないとしている。

当審査会が確認したところ、県営住宅入居に係る確約書については、基本協定や管理業務仕様書において何ら記述が認められず、実施機関への報告等のもとよりその作成についての根拠となる規定は見当たらなかったものである。

このため、県営住宅入居に係る確約書については、指定管理者が、県営住宅の管理業務を行うにあたり、実務上の必要性から任意に作成、使用しているものと考えられ、実施機関が当該内容について事前に承認等をしていないとしても不合理とは言えない。

したがって、県営住宅入居に係る確約書について指定管理者から報告等は受けておらず、また承認等もしていないため、当該文書を保有していないとする実施機関の説明には、特段の不自然、不合理な点は認められない。

ウ 情報公開規程作成に係る通知等について

実施機関は、指定管理者が情報公開規程を定めるにあたっては事前に相談は受けたが、文書による承認や通知等は行っていないと主張している。

指定管理者における情報公開規程については、基本協定第23条第2項において、指定管理者が当該規程を定めるにあたっては、実施機関と「協議するものとする」と定められていることが認められる。

すでに述べたとおり、文書管理規程第3条第1項の規定に鑑みれば、こうした場合には、実施機関と指定管理者との間で文書による照会、回答が行われているべきものと考えられるところである。

しかしながら、実施機関は、指定管理者からは口頭での相談を受けただけで文書は作成していないと説明しており、実施機関の当該説明を覆すに足る事情は見当たらない。

したがって、当該文書を保有していないとする実施機関の主張は是認せざるを得ないものである。

答申第77号 (諮問第88号)	件名 「社会福祉法人〇〇〇や NPO 法人〇〇〇、〇〇〇とそれらが運営する施設への虐待調査の内容が分かる一切の書類」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て（知事・障害福祉課）
1 対象公文書	社会福祉法人等の施設に対する虐待調査に関する文書
2 争点	対象公文書に係る存否情報の非公開情報該当性（条例第6条第2号アおよび第6号該当性）

3 答申の要旨

(1) 結論
 実施機関は、NPO法人〇〇〇が運営する障害者福祉施設に係る虐待調査に関する公文書については、改めて公開、非公開の決定を行うべきである。

(2) 判断理由

○本件存否情報の条例第6条第2号ア該当性について
 本件公開請求は、特定の法人が運営する障害者福祉施設における虐待調査に関する公文書の公開を求めるものであるため、実施機関が対象公文書の有無を明らかにすれば、当該施設について、実施機関が虐待通報を受けているという事実や虐待調査を行っているという事実の有無が明らかになるものと言える。

そして、虐待の事実が判然としない段階において、こうした情報を明らかにすれば、虐待通報の真偽や虐待の有無に関わらず、当該施設において、いかにも事実として虐待が行われているかのような誤った印象を利用者等に与えるおそれがあり、結果として、施設を運営する法人の社会的評価が損なわれ、今後の事業運営に支障が生じるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと考えられる。

したがって、特定の法人が運営する障害者福祉施設における虐待調査に関する公文書の存否についての情報は、条例第6条第2号アの非公開情報に該当するものであり、処分時において本件処分は妥当であったものと認められる。

○本件処分後の事情について
 本件審査の過程において実施機関は、NPO法人〇〇〇が運営する障害者福祉施設については、本件処分後に障害者虐待の事実が認定されており、現時点において、もはや当該施設の虐待調査に係る公文書について存否応答拒否をする必要がないとしているものと認められる。

このことから、NPO法人〇〇〇が運営する障害者福祉施設に係る虐待調査に関する公文書については、現時点においては存否応答拒否を行う理由はないものと言え、実施機関は改めて公開、非公開の決定を行うことが適当である。

<p>答申第78号 (諮問第90号)</p>	<p>件名 「県営住宅指定管理者関係文書（収支報告等）」の公文書一部公開決定に対する異議申立て（知事・住宅課）</p>
<p>1 対象公文書 県営住宅に係る指定管理者の事業計画等、住宅管理人選任会議に係る復命書等</p>	
<p>2 争点 事業計画書の「人員配置計画」および事業報告書の「執行額」の条例第6条第2号該当性、住宅管理人選任会議に係る復命書等の不存在、対象公文書の特定の妥当性</p>	
<p>3 答申の要旨</p> <p>(1) 結論 実施機関は、非公開とした部分の一部を公開すべきである。</p> <p>(2) 判断理由</p> <p>○条例第6条第2号ア該当性について</p> <p>ア 指定管理者事業計画 実施機関は、当該文書のうち人員配置計画について、指定管理者が配置する各担当者の「経験・資格」は、指定管理者の法人経営上のノウハウや組織内部の情報にあたるものであり、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張している。</p> <p>当審査会において対象公文書を見分したところ、事務所長、事務管理グループ長、保全サービスグループ長、保全担当および維持管理担当の「経験・資格」については、当該指定管理者における施設の管理運営方針やこれまでに培った経験、知見等に基づいて、業務遂行上、特に必要と考えられる経験等が記載されているものと考えられ、指定管理者のノウハウにあたる情報であるとともに、組織の内部管理に関する情報であると言える。</p> <p>一方、収納担当、入退去担当および入居者管理担当の「経験・資格」については、当該担当にお</p>	

いて特に必要とされる経験、資格が記載されているものではなく、一般の事務に従事する者が通常求められ得る経験や能力等が記載されているに過ぎないものであると認められる。

したがって、各担当者の「経験・資格」のうち、事務所長、事務管理グループ長、保全サービスグループ長、保全担当および維持管理担当の「資格・経験」は、条例第6条第2号アに該当するものであるが、収納担当、入退去担当および入居者管理担当の「経験・資格」は同号に該当するものとは認められない。

イ 指定管理者事業報告書

実施機関は、当該文書のうち、平成24年度の執行額および当該年度の四半期毎の執行額（以下「執行額」という。）ならびに「年度」欄に記載された金額の一部について、人件費や管理事務費等の事業費の内訳は指定管理者の法人経営上の情報にあたり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張している。

一般に、公の施設の管理については高い公共性が認められるところ、これは指定管理がなされている施設であっても同様であり、収支報告が、どのように公金が用いられたのかという結果を示すものであることに鑑みれば、こうした情報は県民に対する公開の要請が高いものであると解される。

このことを踏まえれば、執行額については、県営住宅に係る管理業務の実績が表されたものと判断するのが相当であって、実施機関が主張するような法人経営上の情報として保護すべき性質のものではなく、これを公にしたとしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

一方、「年度」欄において非公開とされた金額は、指定管理者が平成24年度の収支計画書を策定するに際して、独自に算定を行ったものであるとのことである。

詳細な項目別に金額が記載されていることを勘案すれば、当該情報は、指定管理者における施設の管理運営方針やこれまでに培った経験、知見等に基づき作成されたものであって、指定管理者のノウハウを示したものであると解され、これを公にした場合には、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

ただし、「年度」欄において非公開とされた金額のうち、「小計」欄および「合計」欄に記載された金額については、複数の項目を合算した金額が記載されているものであり、こうした情報からは、もはや指定管理者のノウハウを窺い知ることは困難であると考えられ、これを公にしたとしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

○住宅管理人選任会議に係る復命書等の不存在について

実施機関は、住宅管理人の委嘱は指定管理者の業務であり、個々の自治会との調整等についての報告は求めているため、当該文書は保有していないと主張している。

確かに、滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則第20条第2項の規定により、指定管理者に管理業務を行わせる場合には、住宅管理人は指定管理者が委嘱することとされている。

また、当審査会が滋賀県営住宅管理業務仕様書を見分したところ、住宅管理人の選任に係る会議等は、指定管理者による「県への報告事項等」には含まれていないものであると認められる。

したがって、当該文書について、指定管理者から受け取っておらず保有していないとする実施機関の説明には、特段、不自然、不合理な点は認められず、実施機関が当該文書を保有していると判断すべき具体的な事実や根拠も見当たらない。

○対象公文書の特定について

異議申立人は、公開された複数の文書について、異議申立人が公開請求を行った文書とは異なるものであると主張している。

しかしながら、公文書公開請求書に記載された請求内容や実施機関が特定した対象公文書の内容、請求時の状況等を考慮すれば、実施機関が本件公開請求に対する対象公文書の特定を誤っているものと判断することはできない。

<p>答申第79号 (諮問第85号)</p>	<p>件名 「平成24年1月5日に県道18号線で発生した交通事故に関する文書等」の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・道路課)</p>
<p>1 対象公文書 損害賠償請求訴訟に係る準備書面、資料等</p>	
<p>2 争点 非公開部分の条例第6条第1号、第3号、第4号および第6号該当性</p>	
<p>3 答申の要旨</p> <p>(1) 結論 実施機関は、非公開とした部分の一部を公開すべきである。</p> <p>(2) 判断理由</p> <p>○条例第6条第1号該当性について 実施機関によれば、「普通自転車の歩道通行可」の一覧表に記載された個人の氏名は、特定地番における居住者の氏名であるとのことである。 こうした情報は、明らかに特定の個人を識別することができる情報であり、法令等の規定または慣行によって公にされているものではないと言える。 したがって、当該個人の氏名は、条例第6条第1号に該当するものであると認められる。</p> <p>○条例第6条第3号該当性について 実施機関は、警察宿舎の所在地および施設名は、公にすることにより、当該宿舎に対する不法行為がなされるおそれや当該宿舎に居住する職員等に危害が加えられるおそれがあると主張している。 しかしながら、当該情報については、実施機関が毎年度作成する公有財産表に記載され、長年にわたって県民等が自由に閲覧できる状態に置かれており、慣行として公にされている情報であると認められる。また、こうした状況を鑑みれば、實際上、実施機関の主張するようなおそれはないものと判断せざるを得ない。 したがって、警察宿舎の所在地および施設名は、条例第6条第3号に該当するものとは認められない。</p> <p>○条例第6条第4号該当性について 実施機関は、答弁書案等は、訴訟代理人である弁護士の著作物に該当するものであり、当該弁護士が、公開決定までに公開に反対する明確な意思表示を示していることから、著作権法の規定により明らかに公にすることができない情報に該当するものであると主張している。 当審査会において対象公文書を見分したところ、答弁書案等は、弁護士が、独自の経験やノウハウに基づいて、自らの主張等を創作的に表現したものであると言え、著作物に該当するものと認められる。 また、答弁書案等は、あくまで案の段階のものであり、すでに公表されていると判断すべき事情は見当たらないことから、未公表のものであると考えるのが相当である。 著作物の公表権については、著作権法第18条第3項第3号により、著作者が「その著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体…に提供した場合…情報公開条例…の規定により当該地方公共団体の機関…が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること」に同意したものとみなすとされる一方、この場合においては、著作者が「開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く」と規定されているところである。 本件においては、著作者である弁護士が、答弁書案等の公開に反対する旨の意思表示を文書で明確に示していることが認められ、著作者が答弁書案等の公開に同意したものとみなすことはできない。 したがって、答弁書案等は、これを公にすれば、著作者の公表権を侵害することになるものと言え、条例第6条第4号に該当するものであると認められる。</p> <p>○条例第6条第6号該当性について 実施機関は、警察電話の内線番号は、公にすれば、警察業務に対する妨害等がなされることにつながり、その結果、通常業務や突発事案への対応に支障を及ぼすおそれがあると主張している。</p>	

実施機関の説明によれば、当該内線番号は、あくまで警察内部の連絡用として使用されており、一般には公表されていないものであるとのことである。

犯罪捜査等を行う警察業務の特殊性を考慮すれば、当該情報が公になった場合に、警察業務の妨害を目的に利用されるおそれは否定できず、仮にそのような状況となれば、突発事案への対応に支障を来すなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられる。

したがって、警察電話の内線番号は、条例第6条第6号に該当するものであると認められる。

答申第80号 (諮問第86号)	件名 「平成24年1月5日に県道18号線で発生した交通事故に関する文書等」の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・大津土木事務所)
1 対象公文書 損害賠償請求訴訟に係る準備書面、資料等	
2 争点 非公開部分の条例第6条第4号および第6号該当性	
3 答申の要旨 (1) 結論 実施機関は、非公開とした部分の一部を公開すべきである。 (2) 判断理由 ○条例第6条第4号該当性について 実施機関は、答弁書案等は、訴訟代理人である弁護士の著作物に該当するものであり、当該弁護士が、公開決定までに公開に反対する明確な意思表示を示していることから、著作権法の規定により明らかに公にすることができない情報に該当するものであると主張している。 当審査会において対象公文書を見分したところ、答弁書案等は、弁護士が、独自の経験やノウハウに基づいて、自らの主張等を創作的に表現したものであると言え、著作物に該当するものと認められる。 また、答弁書案等は、あくまで案の段階のものであり、すでに公表されていると判断すべき事情は見当たらないことから、未公表のものであると考えるのが相当である。 著作物の公表権については、著作権法第18条第3項第3号により、著作者が「その著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体…に提供した場合…情報公開条例…の規定により当該地方公共団体の機関…が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること」に同意したものとみなすとされる一方、この場合においては、著作者が「開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く」と規定されているところである。 本件においては、著作者である弁護士が、答弁書案等の公開に反対する旨の意思表示を文書で明確に示していることが認められ、著作者が答弁書案等の公開に同意したものとみなすことはできない。 したがって、答弁書案等は、これを公にすれば、著作者の公表権を侵害することになるものと言え、条例第6条第4号に該当するものであると認められる。 ○条例第6条第6号該当性について 実施機関は、警察電話の内線番号は、公にすれば、警察業務に対する妨害等がなされることにつながり、その結果、通常業務や突発事案への対応に支障を及ぼすおそれがあると主張している。 実施機関の説明によれば、当該内線番号は、あくまで警察内部の連絡用として使用されており、一般には公表されていないものであるとのことである。 犯罪捜査等を行う警察業務の特殊性を考慮すれば、当該情報が公になった場合に、警察業務の妨害を目的に利用されるおそれは否定できず、仮にそのような状況となれば、突発事案への対応に支障を来すなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられる。 したがって、警察電話の内線番号は、条例第6条第6号に該当するものであると認められる。	

<p>答申第 8 1 号 (諮問第 8 9 号)</p>	<p>件 名 「特定工事に係る裁決申請書・明渡裁決申立書に添付の参考資料のうち交渉経緯の概要の部分」の公文書非公開決定に対する異議申立て（収用委員会）</p>
<p>1 対象公文書 起業者と地権者との任意交渉の経緯等が記録された文書</p>	
<p>2 争点 非公開部分の条例第 6 条第 2 号および第 6 号該当性</p>	
<p>3 答申の要旨 (1) 結論 実施機関は、非公開とした部分の一部を公開すべきである。 (2) 判断理由 ○条例第 6 条第 2 号ア該当性について 実施機関は、法人名は非公開情報に該当しないことを認めるとした上で、法人名以外の法人に関する情報は、法人の財産権の内容やその補償交渉に関する情報であり、これを公にすると法人の保有財産やその事業の内容が明らかとなり、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると主張している。 本件対象公文書を見分したところ、「内容」欄には、国が「相手方」欄に記載された法人と行った交渉の内容や当該法人側の発言など（以下「交渉内容等」という。）が具体的に記載された部分が認められる。これらの交渉内容等は、法人における財産の管理や処分の方針などに密接に関連するものであると言え、交渉の当事者でなければ知り得ないであろう情報を含んでいるものであると推認される。 よって、こうした情報は、法人の内部管理に関する情報にあたるものと考えるのが相当であり、これを公にすると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。 なお、「相手方」欄に法人名が記載されていない行もあるが、この場合であっても、相手方の法人を容易に類推でき、「内容」欄の記載が交渉内容等であるものについては、同様に、公にすると法人の正当な利益を害するおそれがあるものと判断すべきである。 一方、「内容」欄には、交渉内容等のほかに、国と県等との協議の内容、事業の進捗状況や法人事業の概要等についての記載も認められるところである。 確かに、こうした記載から交渉の状況の一端が垣間見えることは考えられなくはないが、これらの情報は、交渉の内容や法人の主張、方針それ自体が記載されているものでなく、当該情報を公にしたとしても、直ちに当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは言えない。 また、「日付」欄の情報も法人に関する情報にあたるものであるが、実施機関からは非公開の理由について具体的な説明はなく、非公開情報であると判断すべき事情は見当たらない。 したがって、交渉内容等は、条例第 6 条第 2 号アに該当するものであると認められるが、その余の部分については、同号に該当するものとは認められない。 ○条例第 6 条第 6 号該当性について 実施機関は、本件対象公文書には、起業者の用地取得等の交渉の手法に関する情報が含まれており、たとえ審理終結後であっても、その内容を公開すれば今後の国における用地取得等の交渉に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。 しかしながら、本件対象公文書は、特定の法人との交渉の経緯等が記録されているに過ぎないのであって、用地取得に係る具体的な手法が記載されているものとは認められず、これを公にしたとしても、今後の国の用地取得交渉に係る事務の適正な遂行に支障があるものとは考え難い。 現に、国による行政文書開示決定通知書を見分したところにおいても、国が、自らの事務の適正な遂行への支障を不開示の理由とはしていないことが認められるところである。また、実施機関は、本件対象公文書を公にすれば、今後、起業者が当該文書を公開されることによる不利益を恐れて、詳細かつ正確な情報の提出を差し控えるなどのおそれがあり、その結果、和解の勧誘など実施機関の公正かつ適正な審理の遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。</p>	

しかしながら、既に述べたとおり、本件対象公文書は、公にしたとしても起業者における事務の遂行に支障を及ぼすおそれはないものであって、公にされることによる不利益を恐れて起業者が当該文書の提出を差し控えるとする実施機関の主張には理由がない。

したがって、非公開部分は、条例第6条第6号に該当するものとは認められない。

答申第82号 (諮問第91号)	件名 「木くず不法投棄事案に係る原状回復指示書に関する文書」の公文書一部公開決定に対する異議申立て（知事・流域政策局）
1	対象公文書 河川法の規定に基づく指示書に対する回答書
2	争点 非公開部分の条例第6条第1号、第2号ア、第3号および第6号
3	答申の要旨 (1) 結論 実施機関は、非公開とした部分の一部を公開すべきである。 (2) 判断理由 ○条例第6条第1号該当性について ア 法人の代表者の氏名 法人の代表者の氏名については、商業登記簿で閲覧が可能なものであって、条例第6条第1号ただし書アに規定する法令の規定により公にされている情報にあたるものである。 したがって、法人の代表者の氏名は、条例第6条第1号に該当するものとは認められない。 なお、当該情報について、実施機関は法人を特定できる情報であるとして同条第2号該当性を主張しているため、この点については追って検討する。 イ 「回答」欄中の個人の氏名 「回答」欄中の個人の氏名は、特定の個人を識別することができるものであるが、当該個人の氏名は、事案総括において既に公にされている情報であると認められ、条例第6条第1号ただし書アに規定する慣行として公にされている情報にあたるものである。 したがって、「回答」欄中の個人の氏名は、条例第6条第1号に該当するものとは認められない。 ウ 県職員の氏名および役職 非公開部分における県職員の氏名および役職については、特定の個人が識別できるものであるが、実施機関において、従来、公開する運用がなされているものであり、条例第6条第1号ただし書アに規定する慣行として公にされている情報にあたる。 また、当該情報は、本件対象公文書の他の箇所においては非公開とされていないことが認められ、同一の情報について対応を異にしたことは妥当ではない。 したがって、県職員の氏名および役職は、条例第6条第1号に該当するものとは認められない。 エ 提出者の氏名、住所および印影 提出者の氏名については、特定の個人を識別することができるものであるが、当該個人の氏名は、事案総括において既に公にされている情報であると認められ、条例第6条第1号ただし書アに規定する慣行として公にされている情報にあたるものである。 一方、当該個人の住所および印影については、法令等の規定または慣行によって公にされているものとは言えない。 したがって、提出者の氏名は条例第6条第1号に該当しないが、当該個人の住所および印影は同号に該当するものと認められる。 オ 別紙の本文中に記載された個人の氏名 別紙の本文中に記載されている個人の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であり、法令等の規定または慣行によって公にされているものではない。 したがって、当該個人の氏名は、条例第6条第1号に該当するものであると認められる。 ○条例第6条第2号該当性について 実施機関は、非公開部分の法人に関する情報を公にすると、実施機関としては行為者を特定して

いない段階にもかかわらず、あたかも法違反行為をなした者として県から指導の対象とされている法人であるかのような印象を与え、当該法人等の社会的評価が不当に害され、事業の運営上の利益が損なわれるおそれがあると主張している。

確かに、一般には、法違反の事実が判然としない段階において、法人名など調査等の対象となっている法人が特定される情報を公にした場合、当該法人の社会的評価を損なうおそれがあることは否定できず、実施機関の主張は理解できないものではない。

しかしながら、事案総括によれば、文書9の提出者である法人1については、当該法人自ら、回答書において、河川敷に木くずを敷設する「作業を実施した」としており、当該法人が「木くずの敷設作業を請け負った法人」としてこうした作業を行ったことは、事実として公にされているものである。そして、許可なく河川敷に木くずを敷設する行為は、河川法第27条第1項および第55条第1項の規定に違反するものであって、通常、行政指導の対象となるべきものであると思料される場所である。

こうしたことからすると、法人1については、指示書の相手方として行政指導の対象となるべき法人であったものと解される。

また、本件不法投棄事案が、放射性物質に汚染された廃棄物の大規模な不法投棄事案であり、その結果として生じた琵琶湖の水環境や農水産物への風評被害の懸念、地域住民等の健康への不安といった社会的影響の重大性を鑑みれば、実際に木くずの敷設作業を行った法人1の責任は軽微なものと言うことはできない。

本件のような重大事案については、将来における同種事案の発生防止の観点からも、実施機関においては、可能な限りの情報公開を行い、積極的に説明責任を果たすことが要請されているものと考えられる。

これらのことを勘案すれば、法人1が特定される情報が公になれば、当該法人に一定の影響が生じる可能性はあるものの、こうした影響は受忍せざるを得ないものであり、条例上保護される正当な利益が害されるものとは言えない。

一方、文書10の提出者である法人2については、確かに指示書は発出されているものであるが、当該法人が現に行政指導の対象となるべき行為を行っていたものと判断すべき事実は見当たらない。

したがって、法人2が特定される情報を公にすれば、当該法人が本件不法投棄事案の違法行為に関わっていたかのような印象を与えることとなり、法人としての社会的評価を損なうなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと考えられる。

以上のことから、法人1の法人名、所在地、代表者名および印影については、条例第6条第2号アに該当するものとは認められないが、法人2の法人名、所在地、代表者名および印影については同号アに該当するものと認められる。

次に、法人2の法人名、所在地、代表者名および印影について、条例第6条第2号ただし書該当性を検討する。

異議申立人は、これらの情報が、現場の近隣で暮らす住民の生命、健康、生活等に関連性を有する大切な情報であることは明らかであり、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要なものであると主張している。

しかしながら、既に述べたとおり、法人2は、本来、行政指導の対象となるべき法人ではなかったものと考えられ、当該法人が特定される情報を公にしたとしても、何ら人の生命、健康、生活または財産の保護に繋がるものではないと言える。

したがって、法人2の法人名、所在地、代表者名および印影は、条例第6条第2号ただし書に該当するものとは認められない。

○条例第6条第3号該当性について

実施機関は、本件不法投棄事案については、警察において事件捜査が行われており、非公開部分を公にすれば、今後の警察における事件捜査等に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。

しかしながら、本件処分後の事件捜査、起訴を経て、現時点においては、本件不法投棄事案の行為者に係る刑事裁判の判決は確定していると認められる。

また、回答内容については、事案総括において、ほぼ同様の情報が既に公にされているところで

ある。

したがって、現時点においては、非公開部分を公にしても、警察の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるものとは言えず、非公開部分は、条例第6条第3号に該当するものとは認められない。

○条例第6条第6号該当性について

実施機関は、非公開部分を公にすると、本件不法投棄事案ならびに将来の同種事案における行政指導および調査に支障が生ずるとし、また、現場河川敷の原状回復に向けての折衝等の円滑な進行を妨げるおそれがあると主張している。

しかしながら、現時点においては、河川敷周辺における木くずの撤去および整地作業は既に完了していると認められる。

そして、既に述べたとおり、本件不法投棄事案の行為者に係る刑事裁判の判決が確定しているほか、回答内容については、事案総括において、ほぼ同様の情報が公にされているところである。

これらのことを踏まえれば、現時点においては、非公開部分を公にしたとしても、本件不法投棄事案における行政指導および調査ならびに原状回復に向けての取組に支障があるものとは言えず、また、将来の同種事案における行政指導および調査に支障があるものとは考え難いものである。

したがって、非公開部分は、条例第6条第6号に該当するものとは認められない。

2 情報提供制度

(1) 情報提供の状況

情報提供の総合窓口である本庁の県民情報室と各合同庁舎の行政情報コーナーでは、刊行物、行政関係資料、統計資料等を開架し、閲覧、複写、貸出等を行うとともに、県民政策コメント制度（パブリックコメント）に係る資料などを公表しています。警察本部でも警察県民センターを設け、警察関係の資料等を開架し、閲覧、複写等を行っています。

平成 26 年度における県民情報室および行政情報コーナー、警察県民センターの利用状況や情報提供の状況は、表 11 のとおりです。

また、県民情報室における平成 26 年度の資料の分類別閲覧状況は表 12 のとおりです。

表 11 平成 26 年度の情報提供の状況

窓 口		県民情報室	行政情報コーナー	警察県民センター	合 計
利用者数(人)		3,303	684	33	4,020
内 訳	来 室	3,221	680	15	3,916
	文 書	0	0	15	15
	電 話	82	4	3	89
情報提供件数(件)		3,303	453	33	3,789
内 訳	案内相談	653	17	3	673
	閲 覧	1,230	10	0	1,240
	資料提供	1,352	426	30	1,808
	貸 出	68	0	0	68
写しの交付(件)		217	248	29	494

表 12 平成 26 年度 県民情報室における閲覧状況

(上段：件数 下段：構成比)

分 類 別	閲 覧	主 な 資 料 名
行政一般	364 (29.6%)	県議会議案書、県議会会議録、予算に関する説明書、部局別予算の概要、滋賀県基本構想、パブリックコメント資料、附属機関等会議録、出資法人の情報公開の推進に関する閲覧資料、県公報、滋賀プラスワン、職員名簿、滋賀県統計書、統計だより、国勢調査報告書
生活・環境	86 (7.0%)	環境影響評価書、滋賀の環境（県環境白書）、滋賀県の廃棄物、琵琶湖と自然、琵琶湖ハンドブック、滋賀県の下水道事業、県民経済計算年報、家計調査年報、水質汚濁防止法等に基づく特定事業場一覧、下水道用設計積算基準書(案)、下水道用積算指針（案）、滋賀県で大切にすべき野生生物
文化・レジャー	58 (4.7%)	滋賀県史、遺跡地図、文化財目録、埋蔵文化財活用ブックレット、観光マップ、観光入込客統計調査、旅券発行状況
福祉・保健・医療	1 (0.1%)	社会福祉施設等調査報告
商業・工業	114 (9.3%)	大規模小売店舗立地法に基づく縦覧資料、滋賀県の商工業、工業統計調査、商業統計調査、中小企業実態基本調査報告書

労働・賃金	2 (0.2%)	滋賀県の労働条件、毎月勤労統計調査結果報告
交通・運輸	10 (0.8%)	滋賀県交通安全計画、交通事故相談の概要、市町における交通安全対策推進の現状、道路交通センサス
農林・水産	28 (2.3%)	滋賀の農林水産業、農業センサス、漁業センサス、滋賀の水産、森林・林業統計要覧、農業農村整備事業用設計積算単価表、滋賀の農業農村振興、森林整備保全事業（林道・治山）設計積算単価表、治山林業必携
土木	239 (19.4%)	実施積算単価表、土木工事標準積算基準書、積算資料、設計業務等標準積算基準書、建設工事発注見通し、管内図、建設工事等入札参加資格者名簿、都市計画法に基づく開発許可制度の取扱基準、都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準、滋賀のみち
住宅・建築	7 (0.6%)	住宅行政の概要、住宅統計調査結果、建築統計年報、地価マップ、土地の利用の現状と対策、土地分類基本調査
防災・防犯	25 (2.0%)	滋賀県地域防災計画、地先の安全度マップ、滋賀県災害誌、滋賀県水防計画、滋賀の犯罪
教育	251 (20.4%)	滋賀県教育振興基本計画、教育行政重点施策、学校便覧、学校要覧、滋賀県の教育統計、学校基本調査、教育しが、教員採用試験問題、びわこ国体資料、滋賀の教育
その他	45 (3.7%)	各市町統計書、各市町広報、各府県統計書、国際統計、滋賀県百科事典
合計	1,230 (100.0%)	

(2) 県刊行物の有償頒布制度

本県では、県の保有する情報を広く県民等の皆さんに利用していただくために、平成12年度から「県刊行物の有償頒布制度」を実施しています。

平成26年度は、29種類の刊行物等を新たに有償刊行物に指定し、合計1,431部を頒布しました（平成20年度以前指定分も含む）。頒布実績額は369,740円となっています。

表13 平成26年度の有償刊行物頒布状況

刊行物名	作成課	価格	頒布部数	頒布金額
統計でわかる滋賀2015	統計課	¥110	924	¥101,640
滋賀県の廃棄物 平成25年度	循環社会推進課	¥250	180	¥45,000
滋賀の都市計画2014	都市計画課	¥960	100	¥96,000
滋賀のみち	道路課	¥220	26	¥5,720
滋賀県民戦争体験談集 語りつぐ記憶 一戦時を生きた人びとの体験一	平和祈念館	¥610	20	¥12,200
平成26年度 学校便覧	教育委員会事務局 学校支援課	¥80	19	¥1,520
滋賀県基本構想「未来を拓く8つの扉」	企画調整課	¥170	12	¥2,040
湖東土木事務所管内図 道路編(2万5千分の1)	湖東土木事務所	¥940	10	¥9,400

県民戦争体験談集シリーズ 「記憶の湖」 第九巻	平和祈念館	¥920	10	¥9,200
東近江土木事務所管内図 道路編（5万分の1）	東近江土木事務所	¥860	8	¥6,880
滋賀県都市計画総括図（10万分の1）	都市計画課	¥980	8	¥7,840
都市計画法に基づく開発許可制度の取扱基準（平成22年4月改正）	住宅課	¥400	7	¥2,800
都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準（平成22年4月改正）	住宅課	¥420	7	¥2,940
甲賀土木事務所管内図 道路編（5万分の1）	甲賀土木事務所	¥690	7	¥4,830
平成25年度 学校便覧	教育委員会事務局学校支援課	¥100	6	¥600
その他	—	—	87	¥61,130
合 計	—	—	1,431	¥369,740

表14 有償刊行物頒布実績

年 度	頒布部数	頒布金額
平成12年度	1,490	¥2,272,450
平成13年度	1,399	¥997,910
平成14年度	1,059	¥821,390
平成15年度	897	¥707,040
平成16年度	908	¥603,170
平成17年度	1,551	¥1,181,370
平成18年度	1,109	¥830,120
平成19年度	902	¥599,940
平成20年度	945	¥478,520
平成21年度	765	¥301,420
平成22年度	997	¥351,800
平成23年度	663	¥259,600
平成24年度	449	¥187,380
平成25年度	507	¥208,370
平成26年度	1,431	¥369,740
累計	15,072	¥10,170,220

※有償刊行物の購入等に関する案内は、滋賀県ホームページ内の「県刊行物の有償頒布」(<http://www.pref.shiga.lg.jp/b/kemmin-j/010322c/kankou.html>) に掲載していますので御覧ください。

3 出資法人の情報公開

(1) 出資法人の情報公開制度の対象となる出資法人の範囲

本県の出資法人の情報公開制度は、情報公開条例第 34 条の規定に基づいて、平成 13 年 10 月からスタートし、それぞれ対象となる出資法人において、経営状況等に関する資料の公表（以下「経営状況資料の公表」という。）および出資法人がその保有する文書について県の条例に準じた公開制度（以下「文書公開制度」という。）の実施がなされています。

対象となる出資法人の範囲は、表 15 のとおりです。経営状況資料の公表および文書公開制度の実施の対象となる法人が 19 法人（15-1 参照）、経営状況資料の公表の実施の対象となる法人が 7 法人（15-2 参照）あり、全体で 26 の出資法人が対象となっています（平成 26 年 4 月 1 日現在）。

表 15 出資法人の情報公開制度の対象法人（平成 26 年 4 月 1 日現在）

15-1 「経営状況資料の公表」および「文書公開制度の実施」の対象となる法人[19 法人]

出 資 法 人 の 名 称	所 管 課
滋賀県土地開発公社	企画調整課
(公財)淡海文化振興財団	県民活動生活課
(公財)滋賀県文化振興事業団	文化振興課
(公財)びわ湖ホール	文化振興課
(公財)滋賀県環境事業公社	循環社会推進課
(一社)滋賀県造林公社	森林政策課
(公財)滋賀県緑化推進会	森林政策課
(一財)滋賀県動物保護管理協会	生活衛生課
(公財)滋賀県産業支援プラザ	商工政策課
(公財)滋賀県陶芸の森	モノづくり振興課
(公社)びわこビジターズビューロー	観光交流局
(公財)滋賀県国際協会	観光交流局
(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金	農業経営課
(公財)滋賀食肉公社	畜産課
(公財)滋賀県水産振興協会	水産課
(公財)滋賀県建設技術センター	監理課
滋賀県道路公社	道路課
(公財)滋賀県体育協会	(教育委員会事務局)スポーツ健康課
(公財)滋賀県暴力団追放推進センター	(警察本部)組織犯罪対策課

15-2 「経営状況資料の公表」の対象となる法人[7法人]

出資法人の名称	所管課
(公財)国際湖沼環境委員会	環境政策課
(公財)糸賀一雄記念財団	障害福祉課
滋賀県信用保証協会	中小企業支援課
(株)滋賀食肉市場	畜産課
(一社)滋賀県畜産振興協会	畜産課
滋賀県漁業信用基金協会	水産課
(公財)滋賀県文化財保護協会	(教育委員会事務局)文化財保護課

(2) 出資法人の情報公開制度の実施状況

出資法人のうち、規程等を定めて文書公開制度を実施している出資法人は 21 法人あり、これらの法人の平成 26 年度における文書公開制度の実施状況は表 16 のとおりです。

表 16 平成 26 年度出資法人情報公開実施状況

(単位：件)

出資法人の名称	情報公開 規定制定	実 施 状 況							異 議 申 出
		公 開 申 出	申出に対する処理状況					合 計	
			公 開	一 部 公 開	非 公 開	不 存 在	取 下 げ		
滋賀県土地開発公社	H13. 10. 1	14	13			1		14	0
(公財)淡海文化振興財団	H13. 10. 1	0							0
(公財)滋賀県文化振興事業団	H13. 10. 1	0							0
(公財)びわ湖ホール	H13. 10. 1	0							0
(公財)滋賀県環境事業公社	H13. 10. 1	0							0
(一社)滋賀県造林公社	H13. 10. 1	0							0
(公財)滋賀県緑化推進会	H13. 10. 1	0							0
(一財)滋賀県動物保護管理協会	H13. 10. 1	1		1				1	0
(公財)滋賀県産業支援プラザ	H13. 10. 1	0							0
(公財)滋賀県陶芸の森	H13. 10. 1	0							0
(公社)びわこビジターズビューロー	H13. 10. 1	0							0
(公財)滋賀県国際協会	H13. 10. 1	1		1				1	0
(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金	H13. 11. 29	0							0
(公財)滋賀食肉公社	H13. 10. 1	0							0
(公財)滋賀県水産振興協会	H13. 10. 1	0							0
(公財)滋賀県建設技術センター	H13. 10. 1	0							0
滋賀県道路公社	H13. 10. 1	4	1	3				4	0
(公財)滋賀県体育協会	H13. 10. 1	0							0
(公財)滋賀県暴力団追放推進センター	H14. 4. 1	0							0
(公財)国際湖沼環境委員会	H13. 10. 1	0							0
(公財)滋賀県文化財保護協会	H13. 10. 1	0							0
合 計		20	14	5	0	1	0	20	0

(3) 出資法人に対する異議の申出の処理状況

平成 26 年度における出資法人の決定に対する異議の申出はありませんでした。

4 指定管理者の情報公開

(1) 指定管理者の情報公開制度の対象となる指定管理者の範囲

本県の指定管理者の情報公開制度は、情報公開条例第34条の2の規定に基づいて、平成18年4月からスタートし、それぞれ対象となる指定管理者において、情報公開規程が定められ、保有する文書について県の条例に準じた公開制度（以下「文書公開制度」という。）の実施がなされています。

対象となる指定管理者の範囲は、表17のとおりです。

表17 指定管理者の情報公開制度の対象法人（平成26年4月1日現在）

指定管理者の名称	施設名	所管課
(株)コンベンションリンケージ	県民交流センター	県民活動生活課
ひかりグループ	琵琶湖流域下水道 (矢橋帰帆島公園、苗鹿公園)	下水道課
近江鉄道ゆうグループ	近江富士花緑公園	森林政策課
	滋賀県営都市公園 (湖岸緑地：南湖東岸)	都市計画課
	滋賀県営都市公園 (湖岸緑地：湖東湖北)	
	滋賀県営都市公園 (びわこ文化公園(文化ゾーン))	
(社福) 滋賀県社会福祉協議会	長寿社会福祉センター (福祉用具センター)	健康医療課
	長寿社会福祉センター	医療福祉推進課
(社福) グロー	むれやま荘	障害福祉課
	信楽学園	
(社福) 滋賀県視覚障害者福祉協会	視覚障害者センター	障害福祉課
(公財) 滋賀県身体障害者福祉協会	障害者福祉センター	障害福祉課
(社福) 滋賀県聴覚障害者福祉協会	聴覚障害者センター	障害福祉課
(社福) 友愛	びわ湖こどもの国	子ども・青少年局
滋賀県漁業協同組合連合会	醒井養鱒場	水産課
特定非営利活動法人 P.P.P 滋賀	滋賀県営都市公園 (奥びわスポーツの森)	都市計画課

(公財) 大津市公園緑地協会・ (一社) 滋賀県造園協会西地区共同体	滋賀県営都市公園 (春日山公園)	都市計画課
	滋賀県営都市公園 (尾花川公園)	
	滋賀県営都市公園 (湖岸緑地：大津)	
シダックス・ハウスビルグループ	滋賀県営都市公園 (びわこ地球市民の森)	都市計画課
日本管財(株)	県営住宅	住宅課
琵琶湖汽船(株)	大津港公共港湾施設 (マリーナを除く)	流域政策局
オリックス・ファシリティーズ(株)	大津港公共港湾施設 (マリーナ)	流域政策局
(一財) 滋賀県青年会館	長浜ドーム (宿泊研修館に限る)	(教育委員会事務局) 生涯学習課
滋賀県体育協会グループ	長浜ドーム (宿泊研修館を除く)	(教育委員会事務局) スポーツ健康課
	彦根総合運動場	
	体育館	
	武道館	
(公財) 滋賀県体育協会・ 日本管財(株)グループ	スポーツ会館	(教育委員会事務局) スポーツ健康課
S Lグループ	アイスアリーナ	(教育委員会事務局) スポーツ健康課
(公財) 滋賀県体育協会・ 瀬田漁業協同組合コンソーシアム	琵琶湖漕艇場	(教育委員会事務局) スポーツ健康課
滋賀SSグループ	柳が崎ヨットハーバー	(教育委員会事務局) スポーツ健康課
(公財) 伊吹山麓スポーツ文化振興事業団	伊吹運動場	(教育委員会事務局) スポーツ健康課
NPO法人滋賀県ライフル射撃協会	ライフル射撃場	(教育委員会事務局) スポーツ健康課

(2) 指定管理者の情報公開制度の実施状況

平成 26 年度における指定管理者の文書公開制度の実施状況は表 18 のとおりです。

表 18 平成 26 年度指定管理者情報公開実施状況

(単位：件)

指定管理者の名称	施設名	実 施 状 況						
		公開 申出	申出に対する処理状況					異議 申出
			公開	一部公開	非公開	不存在	取下げ	
(株)コンベンションリンケージ	県民交流センター	0					0	0
ひかりグループ	琵琶湖流域下水道 (矢橋帰帆島公園、苗鹿公園)	0					0	0
近江鉄道ゆうグループ	近江富士花緑公園	0					0	0
	滋賀県営都市公園 (湖岸緑地：南湖東岸)	0					0	0
	滋賀県営都市公園 (湖岸緑地：湖東湖北)	0					0	0
	滋賀県営都市公園 (びわこ文化公園(文化ゾーン))	0					0	0
(社福) 滋賀県社会福祉協議会	長寿社会福祉センター (福祉用具センター)	0					0	0
	長寿社会福祉センター	0					0	0
(社福) グロー	むれやま荘	0					0	0
	信楽学園	0					0	0
(社福) 滋賀県視覚障害者福祉協会	視覚障害者センター	0					0	0
(公財) 滋賀県身体障害者福祉協会	障害福祉センター	0					0	0
(社福) 滋賀県聴覚障害者福祉協会	聴覚障害者センター	0					0	0
(社福) 友愛	びわ湖こどもの国	0					0	0
滋賀県漁業協同組合連合会	醒井養鱒場	0					0	0
特定非営利活動法人 P.P.P 滋賀	滋賀県営都市公園 (奥びわスポーツの森)	0					0	0

(公財) 大津市公園緑地協会・ (一社) 滋賀県造園協会西地区 共同体	滋賀県営都市公園 (春日山公園)	0						0	0
	滋賀県営都市公園 (尾花川公園)	0						0	0
	滋賀県営都市公園 (湖岸緑地：大津)	0						0	0
シダックス・ハウスビルグループ	滋賀県営都市公園 (びわこ地球市民の森)	0						0	0
日本管財(株)	県営住宅	20		2		18		20	14
琵琶湖汽船(株)	大津港公共港湾施設 (マリーナを除く)	0						0	0
オリックス・ファシリティーズ (株)	大津港公共港湾施設 (マリーナ)	0						0	0
(一財) 滋賀県青年会館	長浜 ドーム (宿泊研修館に限る)	0						0	0
滋賀県体育協会グループ	長浜 ドーム (宿泊研修館を除く)	0						0	0
	彦根総合運動場	0						0	0
	体育館	0						0	0
	武道館	0						0	0
(公財) 滋賀県体育協会・ 日本管財(株)グループ	スポーツ会館	0						0	0
S Lグループ	アイスアリーナ	0						0	0
(公財) 滋賀県体育協会・ 瀬田漁業協同組合コンソーシアム	琵琶湖漕艇場	0						0	0
滋賀SSグループ	柳が崎ヨットハーバー	0						0	0
(公財) 伊吹山麓スポーツ文化 振興事業団	伊吹運動場	0						0	0
NPO法人滋賀県ライフル射 撃協会	ライフル射撃場	0						0	0
合 計		20	0	2	0	18	0	20	14

(3) 指定管理者に対する異議の申出の処理状況

平成26年度における指定管理者の決定に対する異議の申出は、14件でした。